



創業するなら加須

創業意欲のある方、創業初期の方を 加須市は応援します！

加須市では、地域経済の活性化や雇用の創出、産業の振興を目的に、創業時、創業初期の経営安定や必要な設備の充実を図るための補助金を交付します。

対象者



市内で**これから創業**しようとする方または**創業後5年未満**の方で、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する**株式会社、合名会社、合資会社、合同会社又は個人**を対象とします。

※日本標準産業分類の大分類に位置づける農業、林業及び漁業に該当する事業者は除きます。ただし、農林水産業の生産活動を行わない事業はその限りではありません。

主な要件

- ①特定創業支援事業による講座等(※)の**支援を受けたことの証明**を受けている必要があります。
※特定創業支援等事業による講座等とは市町村が定める創業支援等事業計画に位置付けられた認定連携創業支援等事業者が実施する、経営・財務・人材育成・販路開拓の4分野の知識が身につく講座等で、例えば、加須市では加須市商工会のKAZO創業塾や公益財団法人埼玉県産業振興公社の創業セミナー等を指します。
- ②補助事業完了時まで**市内に営業実態のある**事務所、店舗、工場等を有する予定又はすでに有していることが必要です。
- ③市税を**滞納していない**ことが必要です。

申請に際しては、要件や補助対象経費等について、必ず申請前に申請手引でご確認ください。
また、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

補助額

事業計画の実行に必要な経費の **2分の1** の額で、**上限 100万円** ※千円未満切捨て

対象経費

- ①広告宣伝費
- ②ウェブサイト作成費
- ③ソフトウェア使用料
- ④機器賃借料
- ⑤商品開発又は産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権)の導入に要する経費
- ⑥事業所等の改装費
- ⑦1単位当たり税抜き10万円以上の事業用備品の購入費



補助金の交付は
1事業者1回限り

- ※「補助対象経費」は、事業計画書(様式第2号)に基づき行う市内の事業所等に係る事業の経費であって、交付決定日から完了報告までに要した経費が対象です。
- ※既に創業している場合は、売上アップや経費削減、商品・サービスの品質向上、業務の効率化など経営力の向上を図るものが対象です。
- ※使用料や広告料等の月額経費(年払い含む)のものについては、3ヶ月以内経費分が対象です。

補助金申請随時受付中。
ただし、申請額の合計が予算額を超えた場合は、募集を終了します。

詳細は加須市の
ホームページを
チェック！



申請及びお問い合わせ先

加須市産業振興課

〒347-8501 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1(加須市役所本庁舎 2階)

☎0480-62-1111(代表)8:30~17:15(土日・祝日を除く)